

京都外国語大学学部研究生規程

平成 24 年 3 月 17 日制定

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、京都外国語大学学則(以下「学則」という。)第 65 条第 2 項の規定に基づく、京都外国語大学(以下「本学」という。)の専任教員の指導の下で研究に従事する学部研究生(以下「研究生」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第 2 条 この規程において「研究生」とは、学則第 65 条第 1 項により研究生として入学を許可され、かつ大学院研究生及び特別研究員に該当しない者をいう。

(出願資格)

第 3 条 研究生として出願を行おうとする者(以下「出願者」という。)は、次の各号のいずれかに該当していなければならない。

- (1) 学校教育法(以下「法」という。)第 83 条に定める大学を卒業した者又は大学院に在籍している者
- (2) 法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の専門課程(修業年限が 4 年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で、文部科学大臣が別に指定するものを、文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者で、本学で研究生としてふさわしい学力があると認めたもの
- (8) 大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達したもの

2 前項の各号のほか、出願者は次の条件を充たした者でなければならない。

- (1) 出身大学の学長若しくは学部(学科)長又は当該指導を担当している教員等の推薦書の提出が可能なる者
- (2) 本学で研究の指導を受ける専任教員(以下「指導教員」という。)の当該内諾を得ている者

(出願手続き)

第 4 条 出願者は、当該所属する教育機関の長又は本学の指導教員を通じて、別表 1 の選考料に次の書類を添付の上、教務部長を経て学長に願い出なければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 当該所属する教育機関の長又は前条第 2 項第 1 号による推薦書
- (3) 前条第 2 項第 2 号の内諾を得ていることを証するもの
- (4) 研究計画書
- (5) 健康診断証明書(レントゲン撮影を含む 3 カ月以内のもの。研究期間 3 カ月未満の者は除く。)

(6) 外国籍を有する者である場合は、査証の写し

(出願時期)

第5条 出願時期は、研究を開始しようとする日の3カ月前までとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りではない。

(受け入れの原則)

第6条 学長は、第4条の規定による出願があった場合においては、当該研究が教育・研究上有意義であって、かつ本学の教育・研究に支障がないと認められる場合に、その受入れを許可するものとする。

2 前項の受入れは、指導教員が所属学科長及び学部長の承認を得た後、所定の稟議決裁により行うものとする。

(受入れ人数)

第7条 研究生の受け入れは、毎年若干名とする。

(受入れの決定通知)

第8条 受け入れが決定したときは、指導教員から本人に通知するものとする。

2 入国管理局又は所属機関等に受け入れが決定した旨の書類提出が必要な場合は、事前に申し出るものとする。

(受け入れ期間)

第9条 研究生の受け入れ期間は、1カ年以内とする。ただし、指導教員が特に必要があると認めた場合は、さらに1カ年以内の延長を許可することがある。

2 天災その他やむを得ない事由により、一時的に研究が継続できない場合においては、受け入れ期間を中断するものとし、当該期間分を延長することができる。

(研究指導料等)

第10条 研究生として入学を許可された者は、別表2に定める登録料のほか、同表の研究指導料に当該研究期間を乗じた額を所定の様式により指定された期日までに納入しなければならない。この場合において日割り計算は、行わない。

2 既納の研究指導料等は、返付しないものとする。

3 研究指導料等の延納は、認めない。ただし、特別な事情があると認められる場合は、この限りでない。

4 指定された納入期日までに研究指導料等が納入されていない場合は、研究生としての許可を取り消すことがある。

5 外国籍を有する研究生が、入国後納入する場合は、事前にその旨を申し出るものとする。

(聴講)

第11条 研究生が授業の聴講を希望する場合は、指導教員の同意を得て、大学院若しくは学部又は別科の授業科目を聴講することができる。ただし、事前に当該授業を担当する教員及び教務部長の許可を得なければならない。

2 聴講する場合は、科目等履修等の関係規定によるものとする。

(滞在経費等)

第12条 研究生の国内滞在経費その他研究に係る一切の費用は、自己負担とする。

(施設等の利用)

第13条 研究生は、本学学生の利用する範囲内で、研究に必要な施設・設備(次項において「施設等」という。)を利用することができる。

2 前項以外に施設等の利用を必要とする場合は、当該実費を支払うものとする。

(研究活動)

第14条 研究生は、指導教員の指導の下、当該研究計画に基づく研究に従事しなければならない。

2 研究生は、当該研究が終了したときは、速やかに当該研究の成果を指導教員を通じて教務部長に報告しなければならない。

(研究活動の中止)

第15条 研究生が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、当該研究活動の中止を命ずることがある。

(1) 心身の故障等により、研究の目的を遂行するのが困難又は研究を継続して遂行するのが不相当と判断された場合

(2) 故意又は重大な過失により本学の名誉を毀損し、又は本学に損害を与えた場合

(3) 重大な非行等があった場合

(4) 外国籍を有する者で査証の更新等がされなかった場合

(5) その他この規程等本学の規程等の規定に違反する等、本学の研究生としてふさわしくない行為があった場合

(事務の取り扱い)

第16条 研究生に関する事務は、教務部において行うものとする。

(準用等)

第17条 研究生に関してこの規程に定めのないものは、京都外国語大学学則の当該関係規定を準用するほか、学長が教務部長等の意見を聴いて定めるものとする。

(改 廃)

第18条 この規程の改廃は、教務委員会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 平成24年3月31日までに本学研修員等として願い出て許可を得ている者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(平成27年2月25日改正、平成30年3月26日改正)

別表1

選考料
10,000円

別表2

登録料	研究指導料
20,000円	10,000円(月額)